

はじめに

全国的な少子高齢化による人口減少社会を迎え、空家の数は年々増加しています。空家は所有する個人の資産であることから、どのように利用・活用するかは所有者の意思が尊重されますが、一方、所有者の責任において、その空家を適切な状態で維持・管理していただくことが求められます。しかし、空家の中には、所有者が遠方に住まわれていることや高齢であること等の理由により、長期にわたり適切な管理が行われていないものがあり、このような空家は、防災・防犯、安全、環境、景観等の面から、地域住民の生活環境に多大な影響を及ぼすことがあります。



本市におきましては、人口はほぼ横ばいながらも、世帯数は増加傾向となっており、世帯の小規模化が進んでいる状況です。また、将来的には人口減少に転じると予測しており、空家の数が増加することで、それがもたらす問題がより一層深刻化することが懸念されます。

このような実情に合わせ、本市では空家等に関する対策を総合的かつ計画的に促進するため、「大阪狭山市空家等対策計画」を平成31年3月に策定し、空家対策の3つの柱として、「発生の抑制」、「適切な管理」、「利活用の促進」を掲げ、これらの方針に沿った施策を実施しています。

計画策定から5年を迎え中間期となること、また、令和5年12月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」の一部が改正されたことなどを踏まえ、この度、「大阪狭山市空家等対策計画」の中間見直しを行い、これまで実施してきた施策の成果の取りまとめや法律改正の内容の反映、計画策定時に空家である可能性が高いと判定された建物の追跡調査、今後取り組むべき施策等を定めました。

今後も、本計画に基づき、「生涯 住み続けたいまち 大阪狭山市」の実現に向けて、市民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、関係機関等と連携し効果的な空家等対策を進めてまいります。

最後になりましたが、本計画の見直しにあたり、慎重かつ熱心にご協議をいただきました大阪狭山市空家等対策協議会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和6年(2024年)3月

大阪狭山市長 古川 照人